別表十四（六）付表二　記載要領

1　この表は、法人が令第123条の９第４項（特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等）（同条第７項から第９項までにおいて準用する場合を含む。）若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令（以下この号及び第３号において「令和２年旧令」という。）第123条の９第４項（特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例）（同条第６項から第８項までにおいて準用する場合を含む。以下この号及び第３号において同じ。）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号及び第３号において「令和２年旧法」という。）第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額）（令和２年旧令第123条の９第４項の規定により令和２年旧法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。第３号において同じ。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「前期以前の対象期間における当該関連法人に係る前特定適格組織再編成等による移転資産の損失の額から利益の額を控除した金額（前期以前の対象期間の⑳）」の欄は、当該事業年度前の各事業年度において「前特定適格組織再編成等に係る被合併法人等である関連法人の名称⑫」の欄にその名称を記載した法人に係る別表十四（九）付表二「12」の欄に金額の記載がある場合（法第64条の14第５項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）の規定の適用がある場合に限る。）には、当該金額を含めて記載すること。

3　令和２年旧令第123条の９第４項の規定の適用を受ける場合又は令和２年旧法第81条の３第１項の規定の適用を受ける場合には、「対象期間」とあるのは、「適用期間」として記載すること。

別表十四㈥付表二の表中

特定資産譲渡等損失額の特例に係るみなし特定引継資産又はみなし特定保有資産の別	2	みなし特定引継資産・みなし特定保有資産

を

特定資産譲渡等損失額の特例に係る特定引継資産又は特定保有資産の別	2	特定引継資産・特定保有資産

に改め、同表の記載要領第１号中「が令」の次に「第123条の８第３項第３号ロ（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）（同条第９項、第11項及び第12項において準用する場合を含む。）、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令（以下この号及び第３号において「令和２年旧令」という。）」を、「が法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）」に、「（令」を「（令和２年旧令」に、「より法」を「より令和２年旧法」に改め、同号中「に法」を「に令和２年旧法」に改め、同号中「が令」の次に「第123条の９（特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等）若しくは令和２年旧令」を、「が法」を「が令和２年旧法」に、「（令」を「（令和２年旧令」に改め、「、令」の次に「第123条の９第４項第１号又は令和２年旧令」を、「同号」を「これらの規定」に改める。